

地球温暖化に関する決議

1997年12月11日、気候変動枠組条約に基づき、第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議COP3）が開催され、京都議定書が決議された。京都議定書は2005年発効し、これにより、日本は温室効果ガスを2008年から2012年までの期間中に、1990年比で、6%削減することが義務づけられた。にもかかわらず、わが国では、排出規制など有効な手だてをとらないまま今日まで過ぎ、6%削減目標の達成は不可能な状況となっている。温暖化ガスの排出の主要な責任者である発電・産業部門の大口排出源に対する、強制力を持った規制無くして、削減できないことはこれまでのわが国の環境問題の歴史を見れば明らかなことであった。企業の自主的努力に任せる政策がわが国の世界に対する責任を果たせなかった大きな要因である。

2007年にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書が公表され、気候変動の加速的進行とその影響の深刻さが一層明らかになった。温暖化ガスの排出と地球温暖化、気候変動との関係について科学的論争の段階は終わり、人類は速やかに効果的な方策をとるべきであるかが課題となったのである。世界各地の実情のみならず、わが国各地で起こっている地球温暖化の状況からすれば、国民一人一人にとって、気候変動の問題は生命、身体、財産に対する差し迫った危険が起りつつある具体的かつ緊急の課題であると言える。

IPCC第4次評価報告によれば、気温上昇を2℃程度に止めるためには、世界の排出量を2015年までに減少に転じさせ、2050年までに2000年比で50～85%削減することが必要とされている。そのためには、先進国全体で温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25～40%、2050年までに80～90%の削減が必要としている。にもかかわらず、政府は企業に対する直接的な規制を拒み続けている。COP15に向けて、政府は2020年の中期目標設定作業に入っているが、京都議定書の第1約束期間の1990年比6%削減目標よりもさらに後退した目標を設定する動きが存在する。このような政府の動きは低炭素社会を実現し、地球環境保全に向けた国民の努力を踏みにじるものである。

気候ネットワークの調査によると、省エネ法に基づく定期報告情報のうちの燃料別、電気の種類別使用量の情報公開を求め、開示された情報をもとに、直接排出量を推計したところ、発電・産業部門の大口排出源は、日本の排出の7割近くを占めることが明らかになった。わずか200ほどの事業所で日本の排出の半分を占めるなど、ごく少数の超大規模排出事業所の排出割合が極めて大きいことも明らかになった。この調査はわが国において地球温暖化に対し、どこに主要な責任があるかを端的にあきらかにしている。今や、地球温暖化問題は人の権利に対し、差し迫った危険を生み出す領域に達しており、過剰に排出される温暖化ガス、人の生命や財産に危害を及ぼす公害ガスと言ってもよい段階に至っている。そして、過去の公害事件と同様に、主要企業の排出者としての責任が追及されなければならない。

我々、自由法曹団はこれまで多くの公害事件を闘い、成果を上げてきた。自由法曹団の弁護士は公害被害者と共に戦い、公害被害者が大企業中心の経済の犠牲者であることを明らかにし、個人の尊厳の回復のために戦ってきた。気候変動についても、産業を優先させて焦眉の課題を放置しようとしている、産業界及びそれを代弁する政府の姿勢は公害問題と同じ構造であると言える。そして、企業の自主的努力では公害問題は絶対に解決しないことは、公害闘争を通じて始めて制度が改善されてきたわが国の歴史を見れば明らかである。

以上から、自由法曹団は以下の項目を政府に要求する。

1 中長期目標の設定

産業革命前からの全球平均の気温上昇を2℃に止めるために、日本の温室効果ガス(京都議定書に定める6種類のガス)の2050年までの削減目標を次のように定める。

- ① 2020年までに、温室効果ガスを1990年比30%削減する。
- ② 2050年までに、温室効果ガスを1990年比80%削減する。

2 排出規制

大企業の責任を明らかにし、一定規模の大口排出事業所に、排出枠を設けた国内排出量取引制度を速やかに導入すること。

温暖化ガスを公害ガスとして扱い、規制、環境影響評価の実施、被害回復費用に対する応分の負担など、排出者としての責任のあり方を検討すること。

3 排出情報の公開

一定規模以上の事業所に、温室効果ガス排出量(直接排出量を含む)に加え、事業所ごとの燃料別及び電気の種類別の使用量、生産量・活動量を、毎年、報告・公表するとともに、報告データの検証制度の導入をはかること。

2009年5月25日

自由法曹団2009年5月研究討論集会